

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年3月30日

ネーミングライツの公募により、新たに 県管理歩道橋4か所の愛称が決定しました！

埼玉県では、歩道橋等の道路施設の維持管理に活用する新たな財源を確保するため、歩道橋のネーミングライツを導入しています。

このたび、ネーミングライツの公募により、県管理道路の歩道橋4か所の愛称が決定しました。

1 愛称、命名権者等

- 1 広沢原歩道橋（和光市）
愛称：地域と共に育む安全な未来づくり 紀和建设工業（株）広沢原歩道橋
命名権者：紀和建设工業株式会社（和光市）
契約期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 2 城下歩道橋（川越市）
愛称：斬新な老舗であり続ける KAWAMOKU 150th 城下歩道橋
命名権者：川木建設株式会社（川越市）
契約期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 3 杉下歩道橋（川越市）
愛称：気づけばSDGs活動 KAWAMOKU 150th 杉下歩道橋
命名権者：川木建設株式会社（川越市）
契約期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 住吉歩道橋（所沢市）
愛称：笑顔のまちづくり 平岩建設（株）住吉歩道橋
命名権者：平岩建設株式会社（所沢市）
契約期間：令和8年5月1日から令和13年3月31日まで

2 契約金額

県（行政・デジタル改革課）ホームページで公表

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/naming_rights01.html

3 愛称表示状況

命名権者による愛称表示後、県（道路環境課）ホームページで公表

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/oshirase/hodoukyou_naming.html

4 その他

現在、これまで応募がなかった歩道橋については随時募集をしています。
令和8年7月末までに応募があった案件については、命名権者選定後、同年10月頃から愛称使用開始となる予定です。
また、募集中の歩道橋以外の歩道橋のネーミングライツについては、個別にお問合せください。